

事務連絡
平成17年2月17日

規制改革・民間開放推進会議
エネルギー・運輸WG 担当官 殿

国土交通省

「資料等提出依頼について」に対する回答について

平成17年2月4日付け事務連絡「資料等提出依頼について」に対し、別紙のとおりご回答いたします。

また、御質問事項の内容については、これまでに自動車安全・環境を専門とする学識経験者、自動車ユーザー、自動車製作者などからなる「自動車の検査・点検整備に係る基礎調査検討会」の会議資料に基づき、当省より貴会議に対し御説明してきた事項の専門的かつ詳細な部分に関するものであり、また、質問の大半は、昨年(16年)10月26日に開催されたエネルギー・運輸WGにおいて説明した内容に係わるものであることから、これまでの貴会議への説明資料及び当省ホームページに掲載されています検討会会議資料を合わせて十分に御覧いただくようお願いします。

なお、質問14については、今回の試算において車両不具合率の集計を行った際に部位別の不具合率を使用していないことから、現在、新たに当該データの作成作業を行っているところであり、作業が終了次第、ご回答いたします。

【別紙】

1. 不具合率の試算における「不具合」とは、道路運送車両の保安基準に「不適合」の場合のみ「不具合」としている。

2. 「継続検査の際の整備前自動車不具合状況調査」については、全国のデータの偏りを避けるため県別の保有台数比率により調査台数を決定し、それぞれの地域において協力が得られた指定整備工場において調査を実施した。

また、指定整備工場に配付した調査依頼書、自動車検査員が調査に用いた帳票については別添1のとおり。また、調査結果を集計するために用いた帳票については、別添2を参照されたい。

3. 国の継続検査における保安基準に適合しない部位(再検箇所)の比率の推移は、別添3のとおり。

ただし、国の検査場に持ち込まれた車両の大部分は認証整備工場等において既に整備が実施されたものであり、保安基準に適合しない部位の比率は、使用過程車における不具合発生部位の比率を直接表わしているとは考えられない。

また、保安基準に適合しない部位の比率の推移に関して、車種別の集計を行っていない。

4. 車種別保有台数当たり事故件数及び死亡事故件数の推移は、交通統計((財)交通事故総合分析センター)によると別添4のとおり。なお、同統計には、車種別車齢別保有台数当たり事故件数の推移に関するデータはない。

5. 当該データはJAFの調査に基づくものであるが、JAFには車種別、車齢別出動件数に関する集計データがないことから、車種別又は車齢別の保有台数当たりのJAF出動件数の推移を示すことはできない。

6. 当該データはJAFの調査に基づくものであるが、JAFでは、バッテリ故障が発生した状況及びタイヤのパンクの原因に関する調査を行っていないことから、これらのデータを示すことはできない。

7. 自動車部品の耐久性能に関しては、各自動車メーカーに対し、「貴社の代表的生産モデルにおいて、平成5年から現在までの間に耐久性能の向上が図られた部品があるか、ある場合にはその変遷を教えてください」との質問を行い調査した。また、自動車メーカーからの回答書の写しについては、貴会議事務局に提出する。

なお、自動車部品の耐久性能については、国土交通省の「自動車の検査・点検整備に関する基礎調査検討会」において、(社)日本自動車工業会から、「過去10年間、メンテナンスに係わる各装置及び油脂液類・部品などの耐久性に大きな変化はない」とする資料が提出されたところである。(第4回及び第5回基礎調査検討会席上配付資料、平

成16年10月26日規制改革・民間開放推進会議エネルギー・運輸WG説明資料を参考)

8. 自動車部品の耐久性能に関し、各自動車メーカーは、車種毎、部品毎にその標準交換時期を定めている。なお、その交換時期は、一般的に使用された状況に応じて、当該部品の性能を維持し、安全や環境に影響を及ぼさないように定められているものであり、自動車メーカーがメンテナンスノートなどにおいて、自動車ユーザーに公表しているところである。

9. 諸外国の年間平均走行距離については、交通安全白書によると別添5のとおり。なお、車種別のデータは把握していない。

また、自動車部品の不具合は走行による劣化だけでなく、経年による劣化もあることから、我が国の走行距離が短いことをもって自動車の検査期間を延長できることにはならない。さらに、走行による劣化については、走行距離によるものと走行状態によるものがある。例えば、ブレーキ部品は走行距離よりもブレーキの作動回数に依存し劣化し、また、バッテリは充放電の繰り返しにより劣化するなど、高速道路におけるスムーズな長距離走行よりも、都市内の渋滞時のように発進、停止を繰り返す走行が原因となって劣化が進むものもある。このため、走行環境、渋滞状況などが必ずしも同じでない欧米諸国と我が国との間で、年間走行距離だけの比較により検査期間の問題を論ずることは適当でないと考える。

10. 御質問の集計はこれまでに行っていないことから、不具合調査の73万台分のデータについて、2. の調査票に則った集計結果を電子情報化したものを別添2のとおり提出する。

11. 「「走行距離×車齢」毎の不具合率」の意味が不明であることから回答できない。

12. 自家用乗用車の走行劣化及び経年劣化による不具合率増分の求め方については、別添6のとおり。

13. 自家用乗用車については、4-2-2-1に延長した場合の試算を行ったが、その他の延長パターン、例えば3-3-3-1については、5年、7年、…と複数回の期間を延長することとなり、4-2-2-1に延長するよりも影響が大きくなること、また、欧米諸国において自家用乗用車の検査が3年毎に行われている国はないことから試算を行っていない。

15. 製品劣化曲線は、耐久消費財の製品寿命を推計する際に使用される代表的な曲線であることから、自家用乗用車の不具合発生率の推定に用いた。なお、製品劣化曲線 $F(t)$ は次式により表される。

$$F(t) = 1 - \exp(- (t^m / \alpha))$$

また、他の車種についても同様の方法により求めた。

16. 「不具合率と車両要因事故発生率との相関」の導き方については、別添7のとおり。また、「整備不良事故発生率及び路上故障発生率」については、(財)交通事故総合分析センターなどのデータによる。「車種別、車齢別の不具合発生率」については、国土交通省が収集した73万台の不具合調査結果による。

「また」書きについて、車齢1年目の不具合率を考慮しないで相関式を求めるることは妥当でないと考えられることから推定を行っていない。

17. 不具合発生率(X;%)と整備不良(車両要因)事故発生率(Y;百万台当たりの事故発生件数)との相関式は以下のとおり。

自家用乗用車(普通・小型)	Y=	2.4267 X + 49.2622
自家用乗用車(軽)	Y=	0.4443 X + 51.1845
事業用乗用車	Y=	15.8186 X - 375.8502
8トン以上自家用貨物車	Y=	4.7419 X + 20.9506
8トン以上事業用貨物車	Y=	13.6273 X - 260.0778
乗合車	Y=	4.2194 X + 93.4486

なお、二輪車については、本年2月1日エネルギー運輸WGヒアリング資料p13の脚注のとおり、交通事故に関する影響の試算を行っていない。

また、自家用乗用車の1年、2年、4年など自動車検査のない年における不具合率については、第5回基礎調査検討会資料8-1に示した方法に基づき推計を行った。

18. 本質問は質問17の前半と同じであるため、質問17の回答を参照されたい。

別添1

点検・整備前車両の点検結果調査の実施要領

1. 調査対象車両と使用する調査票

車種 自家用・事業用の別	乗用車		貨物車		特種車	
	軽	小型普通	軽	小型・普通 (車両総重量8t未満)	ミキサー車 (車両総重量8t未満)	
自家用	別表第6	別表第6	別表第6	別表第4	別表第3	別表第4
事業用				別表第3	別表第3	別表第3

2. 調査期間：平成15年11月15日～平成16年2月29日（3.5カ月間）

3. 提出期限：平成16年3月5日

なお、期限を過ぎた場合でも、必ず提出して下さい。

4. 提出先：自動車整備振興会又は運輸支局（検査部門又は整備課）の窓口に提出して下さい。

5. 調査票の記入要領及び注意事項等

(1) 自動車の用途、車種等に応じた調査票を用いて、継続検査で入庫した車両の点検・整備前の状態を点検して下さい。

(2) 点検の結果、道路運送車両の保安基準（自動車検査業務等実施要領を含みます。）に不適合と判定した場合は「×」を、現在は適合しているが次回の定期点検時期までに適合しなくなる可能性が高いと判定した場合には「△」を記入して下さい。

なお、基準等に適合していると判定した場合には、判定欄には何も記入しないで下さい。

(3) 自動車製作者（メーカー）が定めている定期交換部品についても、点検時の部品の状態を判定し、不適合と判定した場合には「×」を、適合しなくなる可能性が高いと判定した場合には「△」を判定欄に記入して下さい。

(4) 下表に掲げる点検箇所の油漏れの状態は、次により判定して下さい。

にじむ：パッキン、ガスケット部分及びその周辺が湿っているもの。

たまる：油滴がたまっているが、滴下を認めないもの。

油滴が落ちる：油滴となって落下し、床面に油のあとが残るもの。

点検箇所	油漏れの状態		
	にじむ	たまる	油滴が落ちる
パワー・ステアリング装置	—	△	×
ショック・アブソーバ	—	△	×
トランスマッision	—	△	×
デファレンシャル	—	△	×
エンジン各部	—	△	×
ブレーキ装置	×	×	×
燃料装置	×	×	×

(5) 調査票記入後に、調査対象車両にない部位の点検項目の判定欄に「×」または「△」が記載されていないかどうか、再度確認して下さい。

(例) • 前輪駆動車（FF車）→プロペラシャフトの連結部の緩み

• オートマチック車→クラッチペダルの遊び、切れたときの床板とのすき間

• ディーゼル車→排出ガス（CO・HC）

(6) その他については、裏面を参照のうえ記入して下さい。

【例：乗用車（普通・小型・軽）・軽貨物車（自動車点検基準別表第6関係）の調査票】

このほかの車種の調査票についても、同様に記載して下さい。

車両概要（空欄に必須項目を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。）

自動車検査証から転記して下さい。

初度登録年	年							
種別	1. 普通	2. 小型	3. 軽					
用途	1. 乗用	2. 貨物						
車名	1. トヨタ 2. ニッサン 3. ホンダ 4. マツダ 5. ニホンフォード 6. ユーノス 7. 三菱 8. いすゞ 9. スバル 10. スズキ 11. ダイハツ 12. キャデラック 13. ピュイック 14. ポンティアック 15. シボレー 16. フォード 17. クライスラー 18. フォルクスワーゲン 19. B M W 20. アウディ 21. メルセデスベンツ 22. オペル 23. ポルシェ 24. ローバー ^{25.} 26. ミニ ^{27.} 27. ポルボ ^{28.} 28. シトロエン ^{29.} 29. プジョー ^{30.} 31. フィアット ^{32.} 32. ランチア ^{33.} 33. ホンダオブアメリカ ^{34.} 34. トヨタ T MM ^{35.} 35. 不明 ⁾							
型式	一							
車体形状	1. 箱型	2. ステーションワゴン	3. キャブオーバー	4. パン				
最大積載量			kg	/				
車両重量			kg					
車両総重量			kg	/				
累計走行距離	拾万	万	千	百	拾	言	km	
前回の定期点検の実施の有無	1 年定期点検 (12ヶ月)	1. 有	2. 無					

排出ガスの識別記号を必ず記入して下さい。

1.～5.の車体形状の該当するものが無い場合は、必ず自動車検査証に記載されている車体形状を記載して下さい。

走行距離計の数字（100m単位の数字は書かないで下さい。）

定期点検整備記録簿等により点検の実施の有無を確認して記入して下さい。

点検項目及び点検結果等 判定の結果（不適合の場合………× を判定欄に記入し、適合している場合は、適合しなくなる可能性が高かった場合……△ 判定欄に何も記入しないで下さい。）

※印のある点検項目に関し、点検を実施したか否かについて、実施した場合は「1.有」に、実施しなかった場合は「2.無」に○を付けて下さい。

※印の点検項目に係わる点検の実施		1. 有	2. 無									
点検項目		判定	点検項目		判定	点検項目		判定				
かじ取り	ハンドル	操作具合	01	走行装置	ホイール	タイヤの空気圧	※	26	原動機	冷却装置	ファン・ベルトの緩み、損傷	50
	ギヤ・ポックス	取付けの緩み	※		27	タイヤの亀裂、損傷	※	27		水漏れ	51	
	ロッド、アーム類	緩み、がた、損傷	※		28	タイヤの溝の深さ、異常摩耗	※	28				
		ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷	04		29	ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	※	29				

- ・制動装置の「ブレーキのきき具合」については、テスタまたは感覚による点検結果のいずれも可とします。
- ・「テスターによる判定」中、黒煙については、テスターまたは視覚による点検結果のいずれでも可とします。
- ・「マフラーの機能」については、聴覚による点検結果を記入して下さい。

事業用貨物自動車（軽・二輪を除く）
自家用貨物車（車両総重量8t以上）
コンクリート・ミキサー車（車両総重量8t以上）

平成15年度

点検・整備前車両の点検結果調査票（自動車点検基準別表第3関係）

国土交通省自動車交通局

指定番号

1. 車両概要（空欄に必須項目を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。）

初度登録年	年
種別	1. 普通 2. 小型
用途	1. 貨物 2. 特種
自家用・事業用等の別	1. 自家用 2. 事業用
車名	1. ドリフトタ 2. フィットサン 3. マツダ 4. 三菱 5. いすゞ 6. ニッサンティーセル 7. 日野 8. その他()
型式	一
車体形状	1. 箱形 2. キャブオーバー 3. パン 4. タンブ 5. ボンネット 6. コンクリート・ミキサー車 7. トレーラー 8. その他()
最大積載量	kg / kg
車両重量	kg / kg
車両総重量	kg / kg
累計走行距離	拾万 万 千 百 零拾 色 km
前回の定期点検の実施の有無	3ヶ月定期点検 1. 有 2. 無

2. 装置の概要（この欄は調査の集計の際、必要となるものです。全ての項目について該当する番号を○で囲んで下さい。）

ブレーキ装置の種類	前輪 1. ドラム 2. ディスク 後輪 1. ドラム 2. ディスク	駆動方式	1. F.R (前輪駆動) 2. F.F (全輪駆動) 3. R.R (後輪駆動) 4. 4-W.D (総輪駆動)
パワーステアリング装置	1. 有 2. 無	トランミッションの種類	1. A/T 2. M/T

2輪駆動と切換方式のものも含みます

3. 点検項目及び点検結果等

※印の点検項目に係わる
1. 有 2. 無
点検の実施
判定の結果 不適合の場合 × を判定欄に記入し、適合している場合は、
△ 合格しなくなる可能性が高かつた場合 △ 判定欄に何も記入しないで下さい。

点検項目		判定	点検項目		判定	点検項目		判定		
かじ取り装置	ハンドル 操作具合	001	制動装置	ブレーキ・ペダル	遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	011	制動	ブレーキ・チャンバー	ロッドのストローク	020
	ギヤ・ボックス 油漏れ	002		ブレーキのきき具合	012	機能		021		
	取付けの緩み	003		駐車ブレーキ機構	引きしき	013	ブレーキ・バルブ・クイック・レリーズ・バルブ及びリレーバルブ	022		
	ロッド、アーム類 緩み、がた、損傷	004		ブレーキのきき具合	014	機能		023		
	ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷	005		ホース・パイプ	漏れ、損傷、取付状態	015	機能（油密、気密、チャックバルブ及びリレーバルブの機能）	024		
	ナックル 連結部のがた	006		リザーバ・タンク	液量	016	倍力装置	エア・クリーナの詰まり	024	
	パワー・ステアリング装置 ベルトの緩み、損傷	008		マスター・シリンダ	機能、摩耗、損傷	017		フレーキ・カム	025	
	油漏れ、油量	009		ホイール・シリンダ	機能、摩耗、損傷	018		摩耗		
	取付けの緩み	010		ディスク・キャリパー	機能、摩耗、損傷	019				

(裏面に続く)

点検項目		判定	点検項目		判定	点検項目		判定			
制動装置	フレーキ・ドラム及びフレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間 シューの摺動部分及びライニングの摩耗 ドラムの摩耗、損傷	026 027 028	動力伝達装置	トランスマッision トランスファ プロペラ・シャフト ドライブ・シャフト 自在継手部のダスト・フリの亀裂、損傷 継手部のがた（スプリン部、ユニバーサル・ジョイント部のがた） センタ・ペアリングのがた 連続部の緩み	油漏れ、油量 油漏れ、油量 連続部の緩み ※	057 058 059 060 061 062 063 064 065 066	排出ガス発散防止装置等	一酸化炭素等発散防止装置 触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み、損傷 二次空気供給装置の機能 排気ガス再循環装置の機能 減速時排気ガス減少装置の機能 配管の損傷、取付状態 警音器 窓ふき器 洗浄液噴射装置 テフロスタ施錠装置 エクソースト・パイプ及びマフラ	085 086 087 088 089 093 094 095 096 097 098	
	バック・ブレート	バック・フレートの状態	029								
	フレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパッドとのすき間 パッドの摩耗 ディスクの摩耗、損傷	030 031 032								
	センター・フレーキ・ドラム及びライニング	ドラムの取付けの緩み ドラムとライニングとのすき間 ライニングの摩耗 ドラムの摩耗、損傷	033 034 035 036								
	二重安全フレーキ機構	機能	037								
走行装置	ホイール	タイヤの空気圧 タイヤの亀裂、損傷 タイヤの溝の深さ、異常な摩耗 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み リム、サイド・リング及びホイール・ディスクの損傷 フロント・ホイール・ペアリングのがた リヤ・ホイール・ペアリングのがた	038 039 040 041 042 043 044	電気装置	点火装置 点火時期 ディストリビュータのキャップの状態 バッテリ 電気配線	点火プラグの状態 点火時期 ディストリビュータのキャップの状態 ターミナル部の接続状態 接続部の緩み、損傷	067 068 069 070 071	車体	車体 車体 車体 車体 車体 車体 車体	非常口の扉の機能 緩み、損傷 カブラの機能、損傷 キングpinの亀裂、損傷 ピントル・フック及びルネット・アイの損傷 座席ベルトの状態 機能	099 100 101 102 103 104 105
	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷 取付部、連結部の緩み、がた、損傷	045 046								
	コイル・サスペンション	スプリングの損傷 取付部、連結部の緩み、がた、損傷	047 048								
	エア・サスペンション	エア漏れ ベローズの損傷 取付部、連結部の緩み、損傷	049 050 051								
	エア・サスペンション	レベリング・バルブの機能	052								
	ショック・アブソーバ	油漏れ、損傷	053								
	クラッチ	ペダルの遊び、切れたときの床板とのすき間 作用 液量	054 055 056								
緩衝装置	原動機	潤滑装置 燃料装置 冷却装置	本体	乗車装置	その他	開扉発車防止装置	シャシ各部の給油脂状態 エア・コンプレッサ エア・タンクの凝水 コンプレッサ・フレッシャ・レギュレータ及びアンローダ・バルブの状態	106 107 108 104 105			
動力伝達装置	排出ガス発散防止装置等	燃料蒸発ガス排出抑制装置	プローバイ・ガス還元装置	配管等の損傷	配管の損傷	配管等の損傷	チヤコール・キャニスターの詰まり、損傷	080 081 082 083	007 090 091 092		

◎テスターによる判定

点検項目	判定
サイド・スリップ	007
C O	090
H C	091
黒煙	092

自家用貨物車(車両総重量8t未満(軽は除く))
コンクリート・ミキサー車(車両総重量8t未満)

平成15年度

点検・整備前車両の点検結果調査票(自動車点検基準別表第4関係)

国土交通省自動車交通局

指定番号

1. 車両概要(空欄に必須項目を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。)

初度登録年	年
種別	1 普通 2 小型
用途	1 貨物 2 特種
車名	1 トヨタ 2 ニッサン 3 ホーフタ 4 マツダ 5 三菱 6 いすゞ 7 スバル 8 スズキ 9 タイハゾー 10 二輪アシスト 11 日野 12 不明 13 その他()
型式	一
車体形状	1 箱形 2 キャブオーバー 3 ハン 4 タンブ 5 ホンダ 6 コンクリート・ミキサー 7 トレーラー 8 その他()
最大積載量	kg / kg
車両重量	kg
車両総重量	kg / kg
累計走行距離	拾万 千 百 拾 萬 km
前回の定期点検の実施の有無	6ヶ月定期点検 1 有 2 無

2. 装置の概要(この欄は調査の集計の際、必要となるものです。全ての項目について該当する番号を○で囲んで下さい。)

ブレーキ装置の種類	前輪	1 ドラム 2 ディスク	駆動方式	1 F.R. 2 F.F.
	後輪	1 ドラム 2 ディスク		3 R.R. 4 4WD(全輪駆動)
パワーステアリング装置	1 有 2 無	トランスミッションの種類	1 F.A/T 2 M/T	2 駆動と切換方式のものも含みます

(裏面に続く)

3. 点検項目及び点検結果等

※印の点検項目に係わる
点検の実施 有り 2. 無

判定の結果 不適合の場合 X を判定欄に記入し、適合している場合は、
適合しなくなる可能性が高かつた場合 △ 判定欄に何も記入しないで下さい。

点 檢 項 目		判定	点 檢 項 目		判定	点 檢 項 目		判定				
かじ取り装置	ハンドル	操作具合	01	走行装置	ホイール	タイヤの空気圧	※	33	原動機	潤滑装置	油漏れ	64
	ギヤ・ボックス	取付けの緩み	02			タイヤの亀裂、損傷	※	34		燃料装置	燃料漏れ	65
	ロッド、アーム類	緩み、がた、損傷	03			タイヤの溝の深さ、異常な摩耗	※	35		冷却装置	ファン・ベルトの緩み、損傷	66
	ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷		04			ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み		36			水漏れ	67
	ナックル	連結部のがた	05			フロント・ホイール・ペアリングのがた		37		排出ガス発散防止装置	メターリング・バルブの状態	68
	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み、損傷	07			リヤ・ホイール・ペアリングのがた		38			配管の損傷	69
	油漏れ、油量		08		リーフ・サスペンション	スプリングの損傷		39		燃料蒸発ガス排出抑制装置	配管等の損傷	70
	取付けの緩み		09			取付部、連結部の緩み、がた、損傷		40			チャコール・キャニスターの詰まり、損傷	71
	ブレーキ・ペダル	遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	10		コイル・サスペンション	取付部、連結部の緩み、がた、損傷		41			チェック・バルブの機能	72
制動装置	ブレーキのきき具合		11	動力伝達装置	ショック・アブソーバ	油漏れ、損傷		42	一酸化炭素等発散防止装置	触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み、損傷	73	
	駐車ブレーキ機構	引きしろ	12		クラッチ	ペダルの遊び、切れたときの床板とのすき間		43		二次空気供給装置の機能	74	
	ブレーキのきき具合		13			作用		44		排気ガス再循環装置の機能	75	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷、取付状態	14			液量		45		減速時排気ガス減少装置の機能	76	
	リザーバ・タンク	液量	15		トランスミッション	油漏れ、油量	※	46		配管の損傷、取付状態	77	
	マスター・シリンダ	機能、摩耗、損傷	16		トランスファ	油漏れ、油量	※	47		警音器	作用	81
	ホイール・シリンダ	機能、摩耗、損傷	17		プロペラ・シャフト	連結部の緩み	※	48		窓ふき器	作用	82
	ディスク・キャリパ	機能、摩耗、損傷	18			継手部のがた(スライド部、ユニバーサル・ジョイント部のがた)		49		洗浄液噴射装置	作用	83
	ブレーキ・バルブ・クイック・レリーズ・バルブ及びリレー・バルブ	機能	19			センタ・ペアリングのがた		50		デフロスター施設装置	作用	84
倍力装置	エア・クリーナの詰まり		20		ドライブ・シャフト	連結部の緩み	※	51	車体	騒音防止装置	エグゾースト・パイプ及びマフラ	85
	機能(油密、気密、チェック・バルブ及びリレー・バルブの機能)		21			自在継手部のダスト・ブーツの亀裂、損傷		52			マフラの機能	86
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	22			継手部のがた(スライド部、ユニバーサル・ジョイント部のがた)		53				87
		シューの滑動部分及びライニングの摩耗	23			センタ・ペアリングのがた		54			シャシ各部の給油脂状態	88
		ドラムの摩耗、損傷	24		デフアレンシャル	油漏れ、油量	※	55		エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水	89
	ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパッドとのすき間	25		点火装置	点火プラグの状態	※	56			コンプレッサ、フレッシュ・レギュレータ及びアンローダ・バルブの状態	90
		パッドの摩耗	26			点火時期		57				
		ディスクの摩耗、損傷	27			ディストリビューターのキャップの状態		58				
	センター・ブレーキ・ドラム及びライニング	ドラムの取付けの緩み	28		バッテリ	ターミナル部の接続状態		59				
電気装置		ドラムとライニングとのすき間	29		電気配線	接続部の緩み、損傷		60				
		ライニングの摩耗	30	本体		低速、加速の状態		61				
		ドラムの摩耗、損傷	31			排気の状態		62				
	二重安全ブレーキ機構	機能	32			エア・クリーナ・エレメントの状態	※	63				
									◎テスタによる判定			
									点 檢 項 目		判定	
									サイド・スリップ		06	
									C O		78	
									H C		79	
									黒煙		80	



二輪自動車

平成15年度

点検・整備前車両の点検結果調査表（自動車点検基準別表第5関係）

国土交通省自動車交通局

指定番号

-

1. 車両概要（空欄に必須項目を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。）

初度検査年	年
車名	1. カワサキ 2. スズキ 3. ホンダ 4. ヤマハ 5. BMW 6. ハーレーダビッドソン 7. ドカティ 8. その他()
型式	一
累計走行距離	拾万 方 千 百 拾 萬 km
前回の定期点検の実施の有無	6ヶ月定期点検 1. 有 2. 無

2. 点検項目及び点検結果等

判定の結果（不適合の場合………× を判定欄に記入し、適合している場合は、
適合しなくなる可能性が高かつた場合……△ 判定欄に何も記入しないで下さい。）

点検項目		判定	点検項目		判定	点検項目		判定			
かじ取り装置	ハンドル	操作異常	01	走行装置	ホイール	タイヤの状態	20	原動機	本体	排気の状態	37
	フロント・フォーク	損傷	02			ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	21		エア・クリーナ・エレメントの状態	38	
		ステアリング・システムの取付状態	03			フロント・ホイール・ペアリングのがた	22		かかり異常及び異音	39	
		ステアリング・システムの軸受部のがた	04			リヤ・ホイール・ペアリングのがた	23		低速及び加速の状態	40	
	ブレーキ・ペダル	遊び	05	緩衝装置	サスペンション・アーム	連結部のがた及びアームの損傷	24	潤滑装置	油漏れ	41	
		ブレーキのきき異常	06		ショック・アブソーバ	油漏れ及び損傷	25		燃料装置	燃料漏れ	42
		遊び	07	動力伝達装置	クラッチ	クラッチ・レバーの遊び	26		リンク機構の状態	43	
		ブレーキのきき異常	08			作用	27		スロットル・バルブ及びデュードル・バルブの状態	44	
	ロッド及びケーブル類	緩み、かた及び損傷	09	装	トランスミッション	油漏れ及び油量	28	冷却装置	水漏れ	45	
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷及び取付状態	10		プロペラ・シャフト	繋手部のがた	29		プローバイ・ガス還元装置	46	
	リザーバ・タンク	液量	11		ドライブ・シャフト	繋手部のがた	30		酸化炭素等発散防止装置	47	
	マスター・シリンダ	機能、摩耗及び損傷	12		チェーン及びスプロケット	チェーンの緩み	31		二次空気供給装置の機能	48	
	ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパー	機能、摩耗及び損傷	13			スプロケットの取付状態及び摩耗	32	エグゾースト・パイプ及びマフラ	配管の損傷及び取付状態	49	
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	14	電気装置	点火装置	点火プラグの状態	33		取付の緩み及び損傷	50	
		シューの摺動部分及びライニングの摩耗	15			点火時期	34		マフラの機能	51	
		ドラムの摩耗、損傷	16		バッテリ	ターミナル部の接続状態	35	フレーム	緩み及び損傷	52	
	ブレーキ・ディスク及びパッド	ディスクとパッドとのすき間	17		電気配線	接続部の緩み及び損傷	36	その他の	シャシ各部の給油脂状態	53	
		パッドの摩耗	18							54	
		ディスクの摩耗、損傷	19								

◎テスタによる判定

点検項目	判定
排出ガス	C O
	H C

平成15年度

自家用乗用車及び軽自動車の点検・整備前車両の点検結果調査票
(自動車点検基準別表第6関係)

国土交通省自動車交通局

指定番号 一

1. 車両概要 (空欄に必須項目を記入するとともに、該当する番号を○で囲んでください。)

初度登録年	年
種別	1 普通 2 小型 3 軽
用途	1 乗用 2 貨物
車名	1 トヨタ 2 ニッサン 3 ホンダ 4 マツダ 5 ホンダ 6 ユーノス 7 ニッサン 8 いすゞ 9 スバル 10 フィスキー 11 ダイハツ 12 キャデラック 13 ヒュンダイ 14 ポンティアック 15 シボレー 16 フォード 17 クライスラー 18 フォルクスワーゲン 19 B.M.W. 20 アウディ 21 メルセデスベンツ 22 オペル 23 ポルシェ 24 ローバー 25 シャガーラ 26 ミニ 27 ホールズホール 28 シトロエン 29 ブショーナ 30 ルノーラ 31 フィアット 32 ランチア 33 ホンダ(アメリカ) 34 トヨタTMM 35 不明 36 その他()
型式	一
車体形状	1 箱型 2 ステーションワゴン 3 キャブオーバー 4 ハッチ 5 タンブラー 6 その他()
最大積載量	kg / kg
車両重量	kg
車両総重量	kg / kg
累計走行距離	拾万 万 千 百 挑 老 km
前回の定期点検の実施の有無	1 年定期点検(12ヶ月) 2 有り 3 なし 4 無

2. 装置の概要 (この欄は調査の集計の際、必要となるものです。全ての項目について該当する番号を○で囲んで下さい。)

フレーキ 装置の種類	前輪	1 ドラム 2 ディスク	駆動方式	1 F.R. 2 F.F.
	後輪	1 ドラム 2 ディスク		3 R.R. 4 4WD
パワーステアリング装置	1 有 2 無	トランスミッションの種類	1 A/T 2 M/T	

2輪駆動と切換方式のものも含みます。――

3. 点検項目及び点検結果等

判定の結果(不適合の場合.....×)を判定欄に記入し、適合している場合は、
適合しなくなる可能性が高かつた場合.....△)判定欄に何も記入しないで下さい。

※印の点検項目に係わる点検の実施 ① 有 ② 無

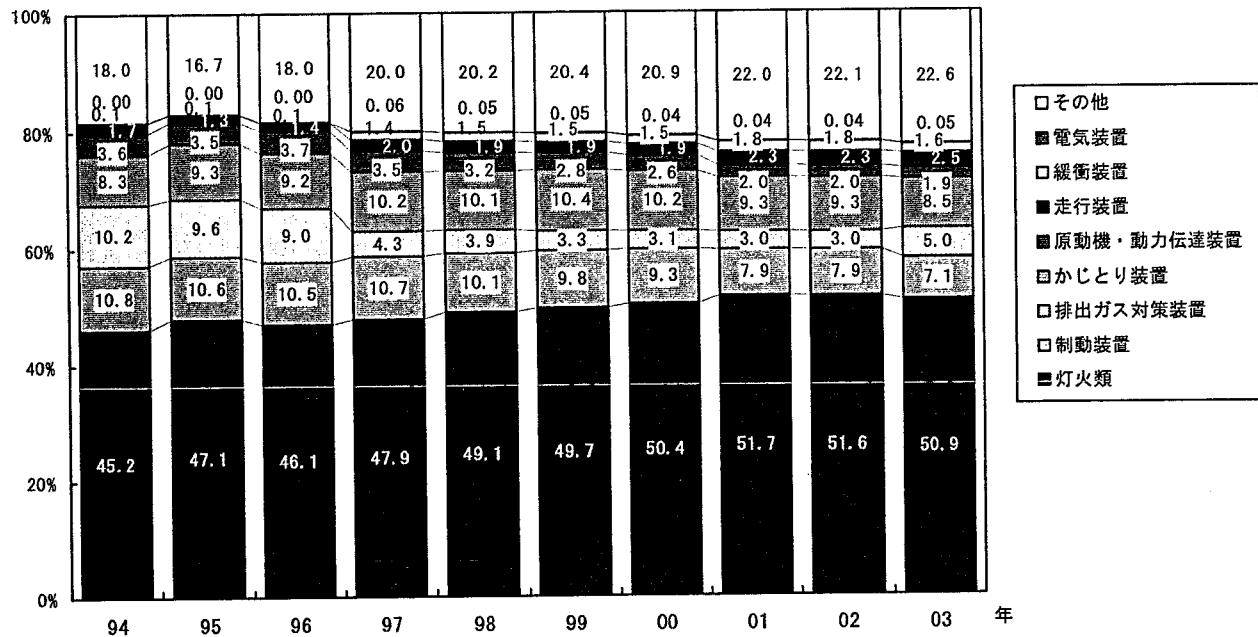
点 検 項 目			判定	点 検 項 目			判定	点 検 項 目			判定	
かじ取り装置	ハンドル	操作具合	01	走行装置	ホイール	タイヤの空気圧	※	26	原動機	冷却装置	ファン・ベルトの緩み、損傷	50
	ギヤ・ボックス	取付けの緩み	※			タイヤの亀裂、損傷	※	27			水漏れ	51
	ロッド、アーム類	緩み、がた、損傷	※			タイヤの溝の深さ、異常摩耗	※	28		プローバイ・ガス還元装置	メターリング・バルブの状態	52
	ボール・ジョイントのダスト・フープの亀裂、損傷		04			ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	※	29			配管の損傷	53
	パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み、損傷	06			フロント・ホイール・ペアリングのがた	※	30	排出ガス発散防止装置等	燃料蒸発ガス排出抑止装置	配管等の損傷	54
		油漏れ、油量	07			リヤ・ホイール・ペアリングのがた	※	31			チャコール・キャニスターの詰まり、損傷	55
		取付けの緩み	※		緩衝装置	取付部及び連結部	緩み、がた、損傷	32			チェック・バルブの機能	56
		遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	09			ショック・アブソーバ	油漏れ、損傷	33			一酸化炭素等発散防止装置	57
制動装置	ブレーキ・ペダル	遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	09	動力伝達装置	クラッチ	ペダルの遊び、切れたときの床板とのすき間		34	騒音防止装置等	触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付けの緩み、損傷	58	
		ブレーキのきき具合	10			トランスミッション	油漏れ、油量	※			二次空気供給装置の機能	59
	駐車ブレーキ機構	引きしろ	11		トランスファ	油漏れ、油量	※	35			排気ガス再循環装置の機能	60
		ブレーキのきき具合	12			プロペラ・シャフト	連結部の緩み	※			減速時排気ガス減少装置の機能	61
	ホース及びパイプ	漏れ、損傷、取付状態	13		ドライブ・シャフト	連結部の緩み	※	37			配管の損傷、取付状態	62
	マスター・シリンダ	機能、摩耗、損傷	14			自在継手部のダスト・フープの亀裂、損傷		39	騒音防止装置等	エグゾースト・パイプ及びマフラ	取付けの緩み、損傷	63
		液漏れ	15		デファレンシャル	油漏れ、油量	※	40			マフラの機能	64
	ホイール・シリンダ	機能、摩耗、損傷	16	電気装置	点火装置	点火プラグの状態	※	41	車体	車体	緩み、損傷	65
		液漏れ	17			点火時期		42				66
	ディスク・キャリパー	機能、摩耗、損傷	18		本体	ディストリビュータのキャップの状態		43	◎テスタによる判定			67
		液漏れ	19			バッテリ	ターミナル部の接続状態	44				
フレーキ・ドラム及びフレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	※	20	電気配線	電気配線	接続部の緩み、損傷		45				
	シューの摺動部分及びライニングの摩耗	※	21			エア・クリーナ・エレメントの状態	※	46				
	ドラムの摩耗、損傷		22	原動機	本体	排気の状態		47				
	ディスクとパッドとのすき間	※	23			潤滑装置	油漏れ	48				
	パッドの摩耗	※	24		燃料装置	燃料漏れ		49				
	ディスクの摩耗、損傷		25									

◎テスタによる判定

点 検 項 目		判定
サイド・スリップ	※	05
排出ガス	C O	62
	H C	63
	黒煙	64

別添 3

国の継続検査における装置別再検査箇所比率



資料：国土交通省「再検調査データ」

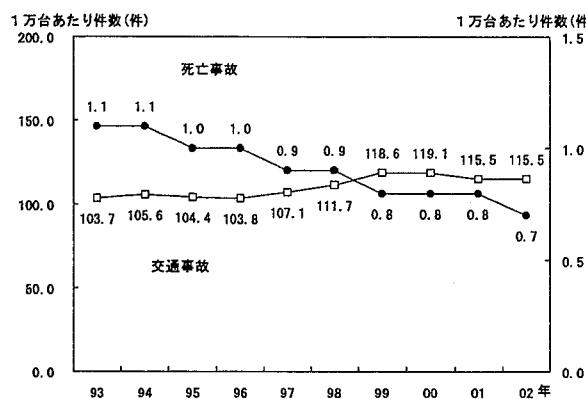
注1：装置別再検査箇所／再検査箇所合計の比率で示す。

2：検査機器による再検査は、部位別に各装置に配分している。

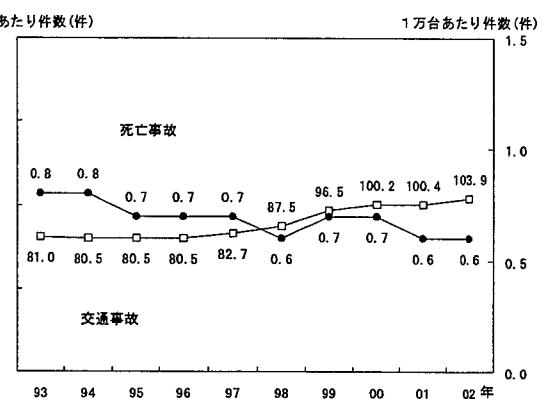
別添4

車両保有台数1万台あたり事故件数

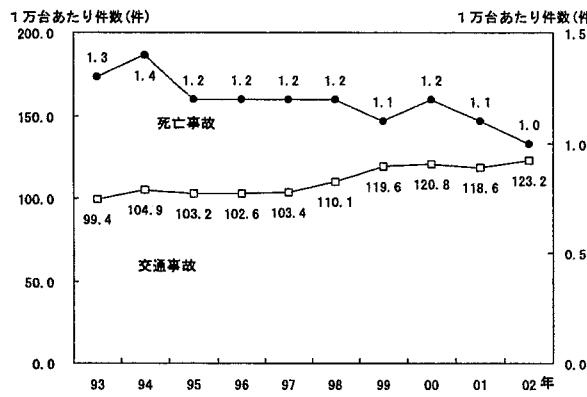
自家用普通乗用



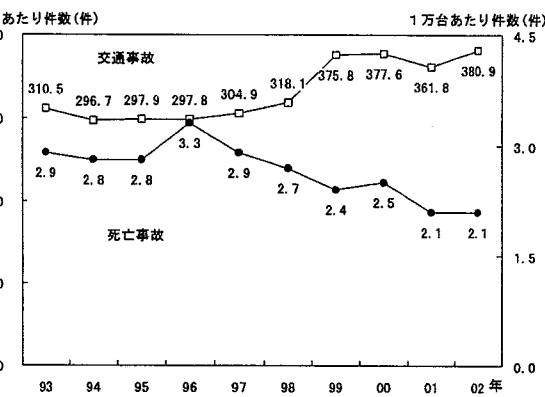
自家用軽乗用



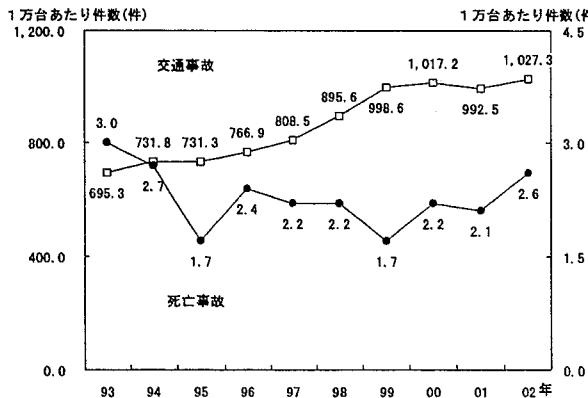
自家用貨物



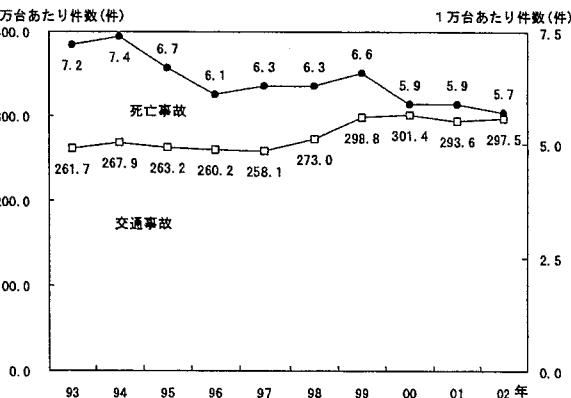
事業用バス



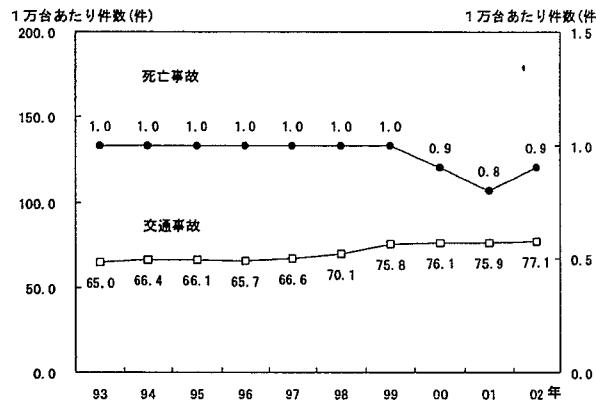
事業用乗用



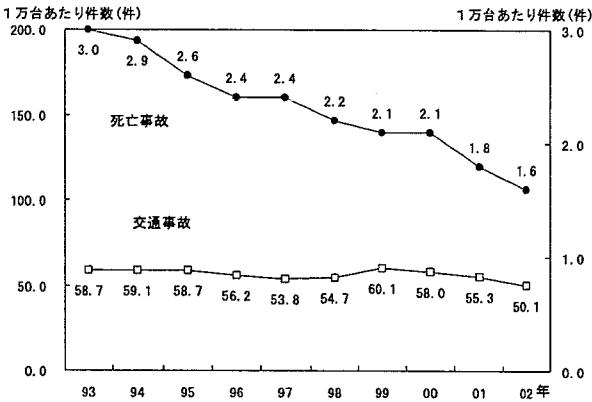
事業用貨物



軽貨物

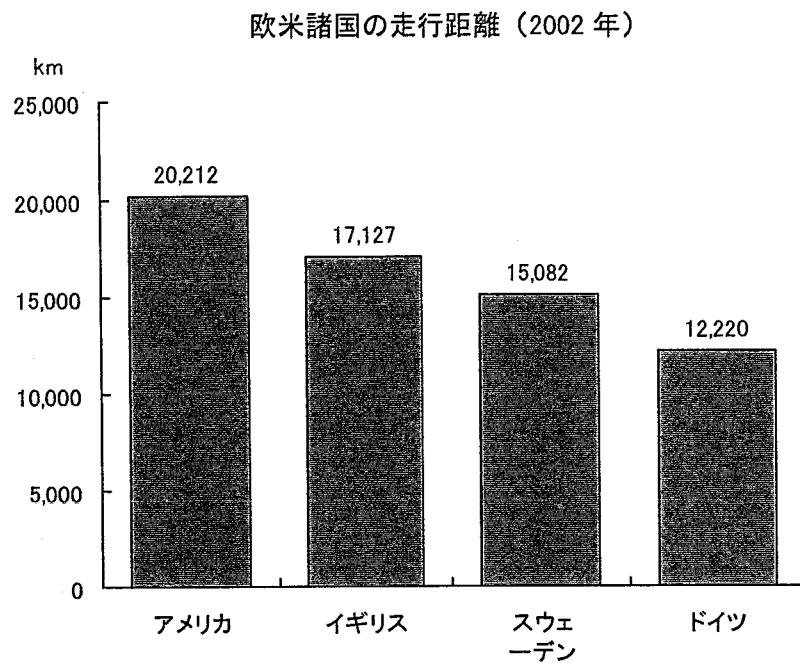


小型二輪



資料：交通事故総合分析センター「交通統計」

別添 5



資料：内閣府「交通安全白書」

注1：総走行キロ／保有台数

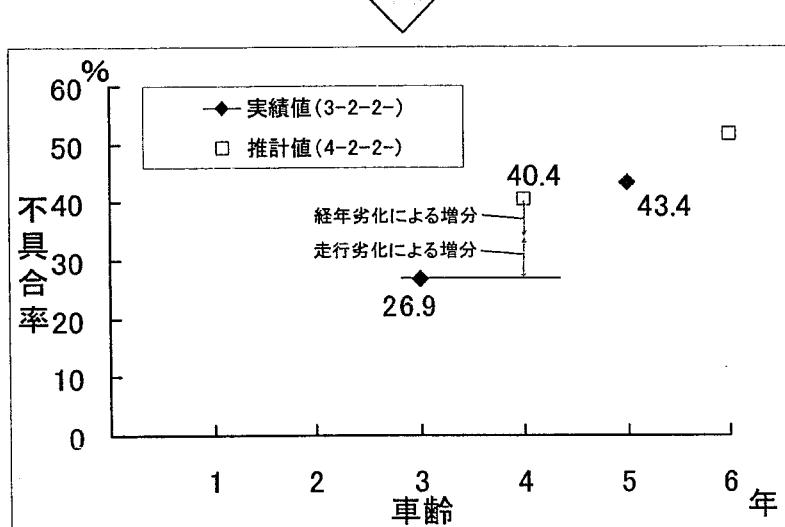
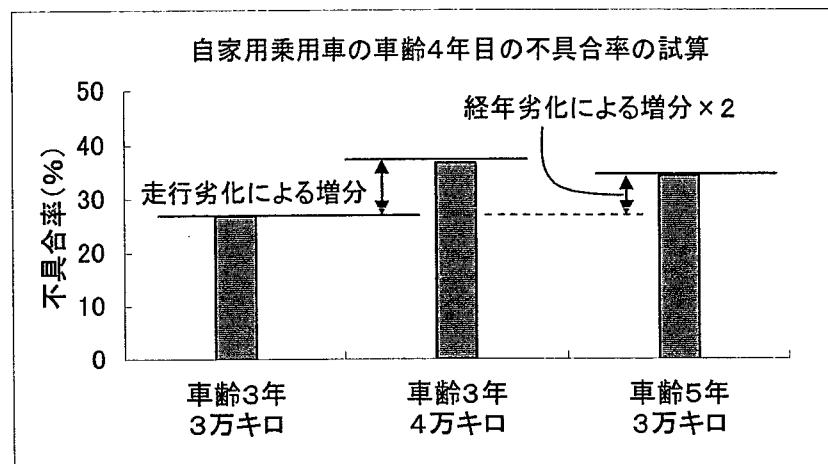
注2：アメリカの総走行キロ調査年次は2001年。

イギリスの総走行キロ調査年次は1997年、保有台数調査年次は2001年。

スウェーデンの総走行キロ調査年次は1998年。

自家用乗用車の初回の有効期間を延長した(3年→4年) 場合の不具合率の試算方法

車齢4年における不具合率
=車齢3年における不具合率
+走行劣化による増分+経年劣化による増分



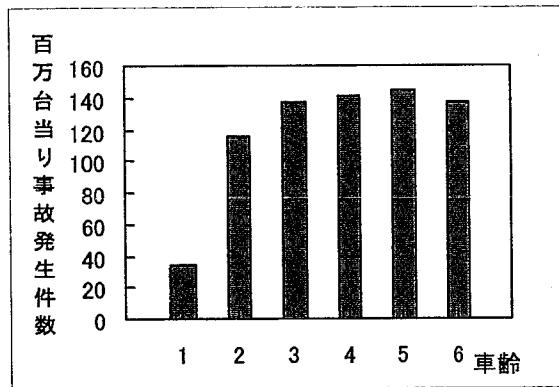
なお、自家用乗用車の走行劣化及び経年劣化による不具合発生率の増分については、普通・小型乗用車の増分と軽乗用車の増分をそれぞれ求め、調査台数の比率により加重平均し求めている。

	3年目不具合率	走行劣化	経年劣化	走行+経年	4年目不具合率
普通・小型	26.5	10.1	3.0	13.1	39.6
軽	29.0	8.5	6.5	15.0	44.0
合計	26.9	9.8	3.7	13.5	40.4

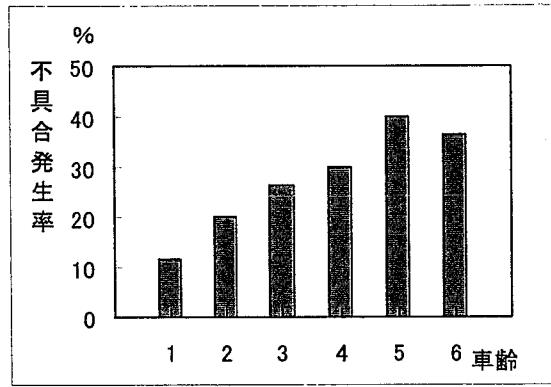
別添7

自家用乗用車の不具合発生率と車両要因事故発生率との相関の求め方

車齢別の車両要因事故発生率



車齢別の不具合発生率



全人身事故のうち、自家用乗用車が第1当事者であって事故の原因が整備不良とされた交通事故(車両要因事故)について、車齢別の車両要因事故発生率（車齢別の保有台数に対する整備不良事故件数の比率）Yと、車齢別の不具合発生率Xとの相関関係を最小自乗法により求める。

自家用乗用車(普通・小型)の不具合発生率と車両要因事故発生率との相関

